

我孫子市修学旅行等の延期又は中止に係る追加費用等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小学校又は中学校の学校長が新型インフルエンザ等の感染拡大防止のため、修学旅行等を延期し、又は中止した場合に生ずる費用に関し、予算の範囲内において交付する我孫子市修学旅行等の延期又は中止に係る追加費用等補助金（以下「補助金」という。）について、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校 我孫子市立小学校設置条例（昭和39年条例第9号）第2条に規定する小学校をいう。
- (2) 中学校 我孫子市立中学校設置条例（昭和39年条例第10号）第2条に規定する中学校をいう。
- (3) 新型インフルエンザ等 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等（同法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症を含む。）をいう。
- (4) 修学旅行等 小学校又は中学校が教育課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第33条又は第48条に規定する教育課程をいう。）に基づき実施する修学旅行、校外活動等の行事をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、次条第1項に規定する補助対象経費を支出する小学校又は中学校の学校長（以下「学校長」という。）とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新型インフルエンザ等の感染拡大防止対策として臨時休業等を行ったこと

により学校長が修学旅行等を延期し、又は中止した場合に生ずる費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 修学旅行等の延期に伴う交通費、宿泊費等の追加料金
- (2) 修学旅行等の中止に伴うキャンセル料
- (3) その他市長が必要と認める費用

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の全額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする学校長は、我孫子市修学旅行等の延期又は中止に係る追加費用等補助金交付申請書(様式第1号)に、延期又は中止とした修学旅行等の実施要領及び補助対象経費の額を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、その交付を決定し、我孫子市修学旅行等の延期又は中止に係る追加費用等補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした学校長に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた学校長(以下「交付決定者」という。)は、修学旅行等を延期した場合にあっては延期後の修学旅行等の実施最終日から起算して20日以内に、中止した場合にあっては補助対象経費の支出を行った日後速やかに、我孫子市修学旅行等の延期又は中止に係る追加費用等補助金実績報告書(様式第3号)に収支報告書を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、我孫子市修学旅行等の延期又は中止に係る追加費用等補助金交付確定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(請求)

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、我孫子市修学旅行等の延期又は中止に係る追加費用等補助金交付請求書(様式第5号)により、市長に請求しなければならない。

(調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、我孫子市補助金等交付規則第20条に規定する書類を調査することができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、延期し、又は中止する前の実施予定日が令和2年4月1日以後の修学旅行等に関し生ずる費用について適用する。